様式第３号（第６条関係）

令和元年台風第１９号等に係る被災者生活支援特別給付金不支給決定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

浪江町長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった令和元年台風第１９号等に係る被災者生活支援特別給付金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、令和元年台風第１９号等に係る被災者生活支援特別給付金支給要綱第６条第３項の規定により通知します。

記

|  |
| --- |
| （理由） |

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。